地域の雇用対策等①

厚生労働省

○ 熊本県における被災状況などを踏まえ、**雇用調整助成金の特例措置を地震発生日（７月28日）より、産業雇用安定助成金の特例措置を10月１日より適用**し、地震の影響を受けた企業における雇用維持を支援

○ 熊本県や経済産業局等の**関係機関と連携し、特例措置やその他の中小企業等の支援施策について、積極的に周知・広報**を展開

雇用調整助成金特例措置の概要　※地震発生日（７月28日）に遡って適用

令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた全国の事業主を対象に、休業等により労働者の雇用を維持する場合に、休業手当等の一部を助成

- 生産量低下の確認期間を3か月から1か月に短縮
- 休業日数から残業時間分の日数を差し引くルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）
- 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）
- 11月４日までに、休業計画届４７６件、支給申請２４７件、支給決定４５件

産業雇用安定助成金特例措置の概要　※10月１日以降に開始した出向に遡って適用

- 令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた熊本県内の事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向期間中に支払う賃金の一部を助成
- 出向先は全国の事業主が対象

〔周知リーフレット（抜粋）〕

「在籍型出向」を活用して労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま、人材を活用したい事業主の皆さま

産業雇用安定助成金をご活用ください
（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）

令和８年熊本地震の影響で一時的に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元・出向先の双方の事業主に対して助成**します。

要件については、「産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）ガイドブック」をご確認ください。

助成対象となる「出向」とは？

令和８年熊本地震の影響を受けた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向が対象です。出向した労働者は、出向期間終了後には元の事業所に戻って働くことが前提です。

助成内容

■ 出向元事業主と出向先事業主の双方が対象です

出向元事業主については、**熊本県**に所在する事業所の事業主が対象になります。
出向先事業主については、全国の事業主が対象です。

■ 令和８年10月１日から令和９年９月30日までの出向期間中に支払う賃金の一部を助成します（出向計画届に基づく出向であり、出向期間は、1か月以上1年以内のものが対象になります）

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5	2/3
上限額（出向元・出向先の合計）	9,110円※	

※ 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和８年８月１日時点）。毎年８月に改正されます。

＜助成金を活用した場合のイメージ例（中小企業の場合）＞

出向中の賃金10,000円/日を出向元2割、出向先8割で負担した場合
※出向中は、出向前と概ね同額の賃金を支払う必要があります。

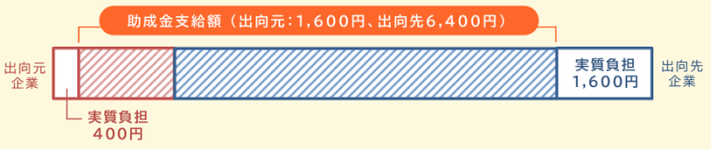

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク　LL081015政01

地域の雇用対策等②

厚生労働省

助成金特例措置の積極的な周知

- 中小企業支援策の案内も掲載したリーフレットで、積極的に周知
- 被災地域のハローワーク等で雇用調整助成金、産業雇用安定助成金の制度内容やその他の中小企業等の支援施策について、熊本労働局・熊本県・九州経済産業局等が連携し、事業主向け説明会を実施（9月2日より開始、計26回開催）
- 熊本県庁、産業雇用安定センターと連携して産業雇用安定助成金の特例措置の対象となる出向先の開拓

〔説明会リーフレット〕



事業主支援施策説明会

特別労働相談窓口の対応、解雇等防止の働きかけ

- 熊本労働局及び管内全ての労働基準監督署・ハローワークに特別労働相談窓口を設置し、労働者や事業主等からの雇用維持や人材開発などを含む相談対応を実施、また、事業主等に対し、安易な解雇等を行わないよう働きかけ
（相談件数：延べ4,289件※（11/4集計時点））
※うち、1,389件が雇用調整助成金に関する相談、16件が産業雇用安定助成金に関する相談

特別労働相談窓口





被災者の健康管理に係る取組

厚生労働省

○ 応急仮設住宅の整備等が進む中で、相談員等の見守りにより、慣れない環境での孤独・孤立等を防止
○ 避難の長期化や、被災によるストレスをケアするため、こころのケアを行うための支援を実施
○ 在宅の被災者に対しても、高齢者や要配慮者を中心に見守り等を引き続き実施

二次避難先等での対応

＜**応急仮設住宅等**＞　※熊本県及び管内12市町で「地域支え合いセンター」を設置（11/4時点）
○　自治体職員・**相談員（民生委員OB等の地域住民等）**による応急仮設住宅への巡回訪問等の**見守り**等を実施

＜**ホテル**＞　累計804件・1,668人マッチング（10/30時点）
○　熊本県がアプリ・コールセンターによる健康チェックや**看護師等による健康状態の把握、見回り訪問**を実施
※ホテル避難者全員について、毎日、アプリ又はコールセンターによる健康チェック結果を回収。週1回程度看護師等による全居室の見回り訪問を実施

被災者のこころのケア

○　被災者のこころのケア等に対応するため、令和8年10月15日に「熊本こころのケアセンター」を設置。

【活動実績】
電話相談：230件　（10/14時点）
※「熊本こころのケアセンター」設置以前は熊本県精神保健福祉センターで電話相談を実施。


介護支援専門員による個別訪問

在宅等における対応

＜**在宅等**＞【保健師等チーム、介護支援専門員、社会福祉士、相談支援専門員等による訪問】
約4．7万件（10/30時点）
○　高齢者や要配慮者を中心に**介護支援専門員、社会福祉士、相談支援専門員、保健師等チーム等による訪問**を実施

医療施設・社会福祉施設の復旧支援

厚生労働省

○ 自治体連携型補助金による措置に加え、**繰り返しの自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、**
地域に不可欠な施設が運営継続できるよう、**医療施設・社会福祉施設に対する復旧支援**等を実施

医療施設等の復旧支援

○ 医療機関等について、**同一地域での度重なる自然災害に関する災害復旧費の特例**を実施

（現在）**公的**医療機関の補助率：**２/３**、**政策医療実施**機関の補助率：**１/２** 等

（特例※）①**中小等の医療法人等**が運営する医療機関等（政策医療実施機関以外も含む。）に対する**最大３/４補助、上限３億円**
②（①のうち）**多重被災等の要件を満たす場合、５億円までの定額補助、最大３/４補助、上限15億円**
③（①のうち）**多重被災等に相当する要件を満たす場合、最大３/４補助、上限15億円**

※ いずれも地域に不可欠な医療を提供する医療機関等であって、特に公的支援が必要である者。公費支援は、国：地方＝２：１。

○ 災害査定に関して、**工事業者の見積もりについて3者未満による算出を認めるなど、事務手続の簡素化**等を実施。

社会福祉施設の復旧支援

○ 特別養護老人ホーム等について
- 災害復旧費の補助率を5/6（国2／3、地方1／6）に引上げ
- 事業再開に要する経費の補助額を６００万円に引上げ（定額補助）

○ **同一地域での度重なる自然災害に関する災害復旧費の特例**として、**社会福祉法人・医療法人等が運営する有料老人ホーム等についても上記の支援対象に追加**

○ 災害査定に関して、**工事業者の見積もりについて3者未満による算出を認めるなど、事務手続の簡素化**等を実施。